

## 三芳町協働のまちづくり条例（案）

三芳町は、みどり豊かな自然環境のもと、多くの人々の努力によってその歴史と文化が築かれ、心豊かなぬくもりのある町として発展してきました。この人々のくらしと自然が調和したすばらしい環境は、何物にも替え難い貴重な財産であり、町民全体の財産であります。

私達は、この貴重な財産を守り育てるとともに、自立した活力のある住みよい町をつくるために、なお一層努力していかなくてはなりません。そのためには、より多くの町民が、まちづくりの主役として行政に参画し、「パートナー」として町との信頼関係を築き、町民自治の意識を高めていく必要があります。

「みんながつくる みどり いきいき ぬくもり のまち」を将来像として、町民自らが誇れる魅力あるまちとするために、様々な立場の町民がまちづくりの情報を共有し、様々な場面で知恵と力を出し合い、協力し合って行動することが必要です。

このような認識のもとに、町民と町が協働のまちづくりを推進するために、この条例を制定します。

### （目的）

第1条 この条例は、町民と町が協力して進める協働のまちづくりに関する基本的な事項を定め、もって町民自治の実現を図り、みどりとぬくもりのあるまちづくりの推進に寄与することを目的とする。

### （定義）

第2条 この条例において、「町民参加」とは、町民が自らの意志を反映させることを目的として、町の施策の企画、立案、実施及び評価の過程に参加することをいう。

2 この条例において、「協働」とは、町民及び町が、それぞれ自らの果たすべき役割を自覚して、対等の立場で協力し合い、補完し合うことをいう。

### （基本理念）

第3条 まちづくりの主役は町民であり、町は、町民主体のまちづくりを行うものとする。

2 町民と町は、情報の共有と町民の自発的な参画により、相互の果たすべき役割と責任を分担し、協力してまちづくりを進めるものとする。

3 町民と町は、相互の立場を尊重し合い、対等のパートナーとして、まちづくりに取り組むものとする。

(町民の権利)

第4条 町民は、町の保有する情報を知る権利を有するとともに、平等にまちづくりに参加する権利を有する。

(町民の責務)

第5条 町民は、協働のまちづくりの推進について、自らの責務と役割を認識し、積極的な参加に努めるものとする。

(町の責務)

第6条 町は、行政運営に当たっては、町民参加を基本としなければならない。

2 町は、町政に関する情報を町民に対し積極的に提供し、町民と共有するよう努めなければならない。

3 町は、個人情報に関しては、これを適切に管理し、基本的人権の尊重に努めなければならない。

(必要な機関の設置)

第7条 町は、この条例の施行に関し、委員会その他必要と認める機関を設置することができる。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、規則で定める。